

T-NEWS

5

【 Vol.060 】



土屋 敬の「つれづれ雑記」

給与支払にもキャッシュレスの波が！？
両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)
事業再構築指針公表、「事業再構築」の定義が明確に
法人設立ワンストップサービスがもっと便利に！



「リモートコンサルティング」、好評です

新型コロナウイルス感染症に関する最近のニュースによると、40歳未満でも重症化する方、後遺症と闘っている方が少なくないそうです。

こんな時期だからこそ、保障内容の再点検を。昨年からスタートしたリモートによる面談もオススメです。インターネット環境と指定のブラウザがあれば、アプリ等のインストールも不要です。仕事や家事の隙間時間に、ぜひお声がけください。



土屋 敬のつれづれ雑記 『ピットイン』

九州北部と四国、中国地方は、
平年より3週間ほど早く梅雨入りしたとのこと。
今年は全国的に梅雨入りが早まりそうですね。

6月1日・2日と出雲大社に参拝する予定でしたが、
ANAからフライトキャンセルの連絡が入り、
秋に延期することになりました。
フライトキャンセルの理由は、搭乗率(予約)の低さ。
残念ですが仕方なしですね…。
せっかく日程を空けたので、那須の馴染みのホテルに一人で籠もろうかと思えます…。

コロナの影響もあり、なかなか自分一人の時間を作ることが難しいですが、
ピットインって大事なんですよ。

定期的にピットインして、
普段なかなか出来ない【第2象限】(重要だけど緊急ではないこと)をしっかりとやる。
そして、自分を見つめ直す、自分に素直になる。

これが私にとって、とても大事なルーティンになっています。



素直な心とは、何物にもとらわれることなく物事の真実を見る心。
だから素直な心になれば、物事の実相に従って、
何が正しいか、何をなすべきかということ、
正しく把握できるようになる。
つまり素直な心は、人を強く正しく聡明にしてくれるのである。

松下幸之助

素直って、非常に難しいことですよ。

素直の反対語は、
「頑な」「拮くれ(ひねくれ)」「意地っ張り」「意地悪」「意固地／依怙地(いこじ)」。
意味の幅が広い感じがします。
反対語の幅が広いと言うことは、素直の意味も幅広いのかもしれませんね。

今日も一日、笑顔で一緒に頑張ってみましょう！

給与支払にもキャッシュレスの波が！？

デジタル庁の設置など、日本のデジタル化の遅れを挽回する動きは盛んですが、ここへ来て、「給与のデジタル払」解禁の議論も進んでいます。一部メディアによると、2021年春には解禁されるのではとの報道がありました。

■いよいよ給与もデジタル化に？

労働基準法では、労働者への給与の支払は、労働者保護の観点から全額を通貨で支払うこととされていますが、企業と労働者が同意すれば、銀行などへの振込も、例外として認められています。

今後、給与のデジタル払が認められれば、スマホ決済などの資金移動業者の口座に、給与の支払が可能となります。労働者にとっては、銀行ATMからその都度お金を引き出す手間が省けるメリットが考えられ、企業側にとっても、給与の振込手数料の軽減や業務の効率アップに繋がる可能性もあるでしょう。

これまでも、一部のフィンテック企業がフリーランスや個人事業主などへの報酬に、デジタルマネーを支払うサービスを展開していましたが、会社員への支払に対しては、デジタル報酬サービスの利用は認められていませんでした。

■デジタル払のメリットやデメリットは？

給与のデジタル払を後押しする背景として、社会のデジタル化促進はもちろんですが、働き方の多様化や、コロナ禍による副業人材の増加も挙げられるでしょう。

報酬の支払方法が増えれば、日雇いアルバイトや非正規労働者にとっては、月単位の支払ではなく即日払など、フレキシブルな報酬受取が可能になるかもしれません。会社員の場合は、給与を銀行振込とスマホ決済へ振り分けるといった受け取り方も想定されます。

一方で、資金移動業者の経営破綻や、安全性などセキュリティ上の課題、デジタル給与を現金にする時の手続や、手数料はどうなるのかといった問題も。解禁にあたっては、資金保全や個人情報の扱いなどの基準を設けて、安全性をクリアした事業者のみ認める方向になりそうです。

給与のデジタル払も可能になれば、キャッシュレス決済が進展する可能性は高まるでしょう。また、家計についても、固定費の支払や現金が必要など時の手間など、これまでとは違った家計管理の工夫が必要になるかもしれません。今後の行方に注目です。

※「給与のデジタル払」解禁については、現在(4/14時点)においても審議が行われており、解禁時期は未定です。

(高橋浩史 FPライフフレックス代表)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

両立支援等助成金 (女性活躍加速化コース)

女性労働者の能力の発揮および雇用の安定に資するため、女性の活躍に関する目標を掲げ、女性が活躍しやすい職場環境の整備などに取り組む事業主、および当該取組の結果目標を達成した事業主に対して助成されます

■**受給できる事業主** ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の中小企業事業主

1. 自社の女性の活躍推進に関する数値目標および数値目標達成のための取組（以下「取組目標」）などを盛り込んだ一般事業主行動計画（以下「行動計画」）を策定し、各都道府県労働局長へ届出し、かつ労働者への周知、行動計画の公表を行っていること
2. 職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備に関する取組を実施していること
3. 長時間労働是正など働き方の改革に関する取組を実施していること
4. 「女性活躍推進法」に基づき自社の女性の活躍に関する情報公表を行っていること
5. 「支給対象となる数値目標および取組目標※」に定める数値目標および取組目標の中から1つ以上達成したこと。また、行動計画に定め、行動計画期間内に達成すること

数値目標：「管理職に占める女性比率を○%以上とする。」など

取組目標：「女性の配置のないまたは少ない職種などに新たに配置した女性を支援するためのメンター制度、チーム支援や定期面談などの制度を構築し実施する。」など

■受給内容

47万5,000円<60万円>

※< >内は生産性の向上が認められる場合の額

■取扱機関

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

『助成金』の概要

■「助成金」とは？

「助成金」とは、労働環境の整備などを行った際に、厚生労働省から支給される返済義務のない資金です。

※厚生労働省以外で支給されるものもありますが、ここでは厚生労働省のものに限定します。

■「助成金」には、次のようなメリットがあります。

- ・融資とは異なり返済不要です。
- ・売上でなく雑収入となるため、消費税不課税です。
- ・労働環境が整備されるので、従業員の定着度が上昇します。
また、受給の実績により信頼度が増すので、公的融資が受けやすくなります。

■どのような施策を実施すると支給されるのでしょうか？

経営者の方が「雇用の安定」「職場環境の改善」「仕事と家庭の両立支援」「従業員の能力向上」「生産性向上」に向けた取組など、助成金支給の取り決めに沿って施策を行った場合に給付されます。

【具体的には】

- ・雇用管理制度の導入、人材確保や労働者の職場定着を支援した場合
 - ・女性や高齢者、障がい者の活躍を推進した場合、労働環境を整えた場合
 - ・社員に教育訓練を受けさせた場合や、教育制度を作った場合
 - ・育児・介護休業関連の制度を設け、休業させた場合
- など

ソニー生命が提供する「**助成金チェック**」は、貴社のお取り組みの状況にもとづき、簡単なアンケートにお答えいただくだけで、活用できる助成金の有無を確認できる診断サービスです。

どのような助成金について該当の可能性があるのか、一度お気軽にお試ください。

「助成金チェック」のご利用を希望されるお客さまは
ライフプランナーもしくは担当代理店までお申し付けください

「助成金チェック」アンケート用紙

項目	内容	チェック
1	雇用管理に関する取り組み	
2	女性や高齢者、障がい者の活躍を推進する取り組み	
3	社員に教育訓練を受けさせた取り組み	
4	育児・介護休業に関する取り組み	
5	職場環境の改善に関する取り組み	
6	仕事と家庭の両立支援に関する取り組み	
7	従業員の能力向上に関する取り組み	
8	生産性向上に関する取り組み	

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ

ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> **0120-158-821**

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

事業再構築指針公表、「事業再構築」の定義が明確に

■事業再構築指針、ついに発表

経済産業省は、令和3年3月17日に、事業再構築補助金の支援の対象を明確化するため、「事業再構築」の定義などについて明らかにした「事業再構築指針」を公表した。

事業再構築補助金については、第1回の公募が3月26日に開始されており(4月15日申請受付・4月30日応募〆切)、申請を検討されている事業者の方は必読すべき資料となる。以下、指針の内容を簡単にご紹介する。

【全5類型】

事業再構築補助金に申請するためには、申請事業が以下5つのうちのいずれかの類型に該当する必要がある。

1.新分野展開 2.事業転換 3.業種転換 4.業態転換 5.事業再編

【各要件】

1.新分野展開

「主たる業種(大分類)または主たる事業(中分類以下)を変更することなく、新市場に進出すること」

必要要件:①②③すべて

2.事業転換

「主たる業種(大分類)を変更することなく、主たる事業(中分類以下)を変更すること」

必要要件:①②④すべて

3.業種転換

「新製品を製造することにより、主たる業種(大分類)を変更すること」

必要要件:①②④すべて

4.業態転換

「製品などの製造方法などを相当程度変更すること」

<製造業>必要要件:①③⑤すべて

<製造業以外>必要要件:③⑤⑥すべて

5.事業再編

「会社法上の組織再編行為などを行い、新たな事業形態のもとに、1～4のいずれかを行うこと」

必要要件:⑦⑧すべて

<必要要件>
①製品などの新規性要件(以下4つすべて)

過去に製造などした実績がないこと、製造などに用いる主要な設備を変更すること、競合他社の多くが既に製造などしている製品などではないこと、定量的に性能または効能が異なること

②市場の新規性要件

既存製品などと新製品などの代替性が低いこと
(任意要件:既存製品などと新製品などの顧客層が異なること)

③売上高10%要件

事業計画期間終了後、新製品売上高が総売上高の10%以上

④売上高構成比要件

事業計画期間終了後、新製品などの属する事業が、売上高構成比の最も高い事業となること

⑤製造方法などの新規性要件(以下4つすべて)

過去に同じ方法で製造などしていた実績がないこと、主要な設備を変更すること、競合他社の多くが既に用いている製造方法などではないこと、定量的に性能または効能が異なること

⑥設備撤去などまたはデジタル活用要件

既存設備の撤去や店舗縮小などを伴うものまたは非対面化、無人化・省人化、自動化、最適化などに資するデジタル技術の活用を伴うものであること

⑦組織再編要件

合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡などを行うこと

⑧その他の事業再構築要件

1～4のいずれかを行うこと

参考:中小企業庁「事業再構築指針」

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/pdf/shishin.pdf

経済産業省「事業再構築指針の手引き」

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/pdf/shishin_tebiki.pdf

事業再構築補助金事務局「令和二年度第三次補正事業再構築補助金公募要領(第1回)」

<https://jigyousaiku.go.jp/pdf/koubou001.pdf>

(村田 直 マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
 大手町フィナンシャルシティグランキューブ
 ホームページ www.sonymylife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
 下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

法人設立ワンストップサービスがもっと便利に！

■定款認証・設立登記の手続も可能に

令和3年2月26日より、「マイナポータル 法人設立ワンストップサービス」に新たに定款認証と設立登記の手続が加わった。

令和2年1月より運用が始まった「法人設立ワンストップサービス」は、マイナポータルというオンラインサービスを利用して、法人を設立する際の各種手続を、自宅などからいつでも、行政機関毎でなく一度に行うことができるサービスである。

しかしながら、この従来のワンストップサービスでは、法人設立届出の際に前もって公証役場や法務局などに足を運び法人登記を完了させたうえで、定款・登記事項証明書を添付する必要があった。令和3年2月からはサービス対象に新たに①定款認証、②設立登記、③GビズIDの発行の3つが加わり、設立に必要な全ての手続がこのオンラインサービスで可能となった。

■本サービスで利用可能な手続

- 国税・地方税に関する設立届

※設立届だけでなく、「事前確定届出給与に関する届出書」「消費税課税事業者選択届出書」なども手続可能。利用可能な国税関連手続一覧は国税庁のHP参照。

- 雇用に関する届出(年金事務所・ハローワーク)などの法人設立後に必要なすべての行政手続
- 定款認証・設立登記(令和3年2月26日から)
- GビズIDの発行(令和3年2月26日から)

■本サービス利用に必要なもの

- 法人代表者のマイナンバーカード
- マイナンバーカード対応のスマートフォンまたはパソコン
- (パソコンをご利用の方のみ)ICカードリーダー

「法人設立ワンストップサービス」のサイト内の質問に答えることで必要な手続がリストアップされるので、専門知識がなくとも過不足なく手続が可能となる。また、マイナンバーカードでログインすることで、申請先機関での申請状況を確認することができる。

新規事業を開始しようと考えているかたにとっては、会社設立のハードルがかなり低くなったであろう。

参考:国税庁「法人設立ワンストップサービスの対象が全ての手続に拡大されました」

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/OSS.htm>

内閣府「法人設立ワンストップサービス」

<https://app.e-oss.myna.go.jp/Application/ecOssTop/>

(木下洋子 マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonymylife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp